

島根労働局発表

令和4年11月8日(火)

担

島根労働局労働基準部監督課  
課長 濱崎 雄俊  
監察監督官 森下 孝則

当

0852-31-1156

## 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入されたところですが、建設事業については、その適用が令和6年(2024年)3月31日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要です。

そのため、今般、改正労働基準法の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けて、説明会を開催します。

### 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会の概要

#### 1 開催日時・場所

地域	開催日時	場所
浜田	令和4年12月6日(火) 14:00~16:00	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎2階大会議室【定員50名】
出雲	令和4年12月13日(火) 14:00~16:00	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎7階702会議室【定員100名】
Web	令和4年12月14日(水) 14:00~16:00	Zoomによるオンライン開催【定員100名】

#### 2 内容

- (1) 時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等について
- (2) 時間外・休日労働協定(36協定)をはじめとする労働時間に関する法制度について
- (3) 建設業の働き方改革について

#### 3 主催

一般社団法人島根県建設業協会、島根県、国土交通省中国地方整備局、島根労働局

本説明会は、令和元年~令和3年、令和4年度上半期にも開催しており、説明内容は過去の説明会と同様となります。

【説明会への参加申込方法等の詳細は別紙をご参照ください】

## 建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

島根県建設業協会  
島 根 県  
中国地方整備局  
島 根 労 働 局

働き方改革関連法の施行に伴い、平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入され、令和2年4月1日から中小企業にも適用されているところです。

建設事業者に関しては、その適用が令和6年(2024年)3月31日まで猶予されており、この猶予期間中に時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要となります。

今般、改正労働基準法の内容をはじめとする労働時間に関する法制度等説明会を開催しますので、参加くださるようお願いいたします。

### 1 開催日時・場所 《3回ともご説明する内容は同じです。》

回	地域	開催日時	場所
	浜田	令和4年12月6日(火) 14:00~16:00	浜田市片庭町254 島根県浜田合同庁舎2階大会議室 【定員50名】
	出雲	令和4年12月13日(火) 14:00~16:00	出雲市大津町1139 島根県出雲合同庁舎7階702会議室 【定員100名】
	Web	令和4年12月14日(水) 14:00~16:00	Zoomによるオンライン開催 【定員100名】

### 2 内 容

- (1) 時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等について
- (2) 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間に関する法制度全般について
- (3) 建設業の働き方改革について

### 3 参加申込方法

以下の URL 又は QR コードより「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」にてお申込みください。各開催日の1週間前までにお申し込みください。お申し込みは1事業者あたり出席者1名で、先着順とさせていただきます。

#### 【申込用 URL】

浜田会場

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Nzcx/0c10439c9cb646e7a4d2fe50f72e2b85>

出雲会場

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Nzcy/90199f17ab554cc5bed6d012e2d94794>

Web

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Nzcz/f6f0fef515c847bcae6633ca5a0ea33e>

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」と検索いただき、専用 HP からお申込みいただくことも可能です。

#### 【申込用 QR コード】



#### < 注意事項 >

各回で申込締切日が異なりますのでご注意ください。また、定員に達した場合には、申込締切日前でも締切とさせていただきます場合があります。

浜田・出雲の説明会に出席される皆様におかれては、感染症防止の観点から、マスク着用をお願いいたします。また、当日、発熱・咳等の症状がある方はご参加をお控えていただきますようお願いいたします。

時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等の改正労働基準法等の内容を、厚生労働省 HP に概要動画を掲載しております。こちらをご視聴いただいた上で説明会に参加いただけますと、より理解を深めていただけると考えています。お時間のある方はぜひご視聴いただければ幸いです。

URL <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/movie.html> (働き方改革特設サイト)

本説明会は、令和元年～令和3年、令和4年度上半期にも開催しており、説明内容は過去の説明会と同様となります。

#### < お問い合わせ先 >

島根労働局労働基準部監督課

〒690-0841 松江市向島町 134-10

松江地方合同庁舎 5 階

電話 : ( 0852 ) 31-1156